

四半期報告書

(第59期第1四半期)

株式会社 きもと

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月9日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木本 和伸

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号

【電話番号】 03(6758)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 鈴木 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番5号

【電話番号】 03(6758)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 鈴木 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期 連結累計期間	第59期 第1四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	3,556	3,539	14,877
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△24	183	732
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△53	248	560
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8	135	617
純資産額 (百万円)	19,137	19,631	19,646
総資産額 (百万円)	24,832	25,623	25,561
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△) (円)	△1.07	4.95	11.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.1	76.6	76.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(フィルム事業)

連結子会社であった木本新技術(上海)有限公司は、平成30年6月に清算結了いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

（1）業績の状況

平成31年3月期は、第四次中期経営計画“FPD to IoT”の3年目として、世界のIoT市場に向け、独自性のある高付加価値製品の開発・生産及びサービスの提供を推進してまいります。フィルム事業は、家電や自動車、産業機器など、インターネットを通して相互接続するIoT関連製品の事業拡大と、コンパクトクリーンコーターを活かした幅広い分野での開発品をより少量多品種の生産体制を構築し、品質及び利益率向上を目指します。データキッチン事業は、画像処理技術を活かした付加価値の高いデータ編集、点群データの処理・活用を強化し、海外現地法人および国内外の協力会社と共に、グローバルにビジネスを展開いたします。

売上は、北米製造品の販売が増加し、欧州はLED照明用途の製品が堅調に推移しましたが、IoT関連製品の一部が減少したことで、減収となりました。営業利益は、IoT関連製品の高付加価値品の販売が好調に推移したこと及び前期より取り組んでいる製品の利益率改善により売上総利益率が向上し増益となりました。また、連結子会社である木本新技術(上海)有限公司(在中国)の清算が終了し特別利益を計上いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,539百万円（前年同四半期比0.5%減）、営業利益は127百万円（前年同四半期の営業損失は51百万円）、経常利益は183百万円（前年同四半期の経常損失は24百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は248百万円（前年同四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失は53百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 日本

当第1四半期連結累計期間における売上高は3,109百万円（前年同四半期比3.2%減）、営業利益は155百万円（前年同四半期の営業損失は4百万円）となりました。

② 北米

当第1四半期連結累計期間における売上高は341百万円（前年同四半期比24.7%増）、営業利益は2百万円（前年同四半期の営業損失は29百万円）となりました。

③ 東アジア

当第1四半期連結累計期間における売上高は5百万円（前年同四半期比22.6%減）、営業損失は23百万円（前年同四半期の営業損失は16百万円）となりました。

④ 欧州

当第1四半期連結累計期間における売上高は83百万円（前年同四半期比34.2%増）、営業利益は4百万円（同380.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりであります。なお、比較増減額はすべて前連結会計年度末を基準としております。

(資産)

総資産は前連結会計年度末に比べ61百万円増加し、25,623百万円となりました。主な変動要因は、電子記録債権の増加141百万円、たな卸資産の増加187百万円、建設仮勘定の増加91百万円、受取手形及び売掛金の減少390百万円であります。

(負債)

負債は前連結会計年度末に比べ76百万円増加し、5,991百万円となりました。主な変動要因は、支払手形及び買掛金の増加117百万円、流動負債その他に含まれる設備関係債務の増加210百万円、電子記録債務の減少148百万円、賞与引当金の減少108百万円であります。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末に比べ14百万円減少し、19,631百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金の増加97百万円、為替換算調整勘定の減少114百万円であります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.3ポイント下降し、76.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(i) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会とともに前進します。

(ii) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和27年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。

当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとってきわめて重要です。このために当社では、I S O 9001 : 2015を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であるとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品・商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

(iii) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

イ. 中長期経営計画について

当社グループは、企業理念のもと10年後のあるべき姿を見据え、「FPD to IoT」スローガンの下、第四次中期経営計画（2016年4月～2019年3月）を着実に推進し、グループの持続的な発展と企業価値の向上に努めてまいります。

フィルム事業は、急速な市場拡大が見込まれるIoT市場を中心に海外での飛躍的成長を目指すとともに、その成長を確実にするための基盤固めとして、より一層のグローバル化と人材育成を図り、高付加価値品に注力した収益性の高いビジネスの創出を図ってまいります。

さらに、安定的な成長を実現するため、画像処理技術を中心としたデータキッチン事業、工場内のコミュニケーション活性化、ワークフロー改善などの新しい働き方をサポートするコンサルティング事業を積極的に進めてまいります。また、技術開発型企業として、経営戦略に連動する技術ロードマップを確実に実現することで、継続的に技術基盤の拡充を図ってまいります。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えております。

ロ. CSR活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりを深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

b. コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレート・ガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、社外取締役を含めた取締役の任期を1年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する観点から、積極的な情報収集と適時開示に努めると共に、関係法令及び当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は206百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,772,564	54,772,564	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	54,772,564	54,772,564	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日	—	54,772,564	—	3,274	—	3,163

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	平成30年3月31日現在
			内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,622,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,147,000	501,470	—
単元未満株式	普通株式 3,464	—	—
発行済株式総数	54,772,564	—	—
総株主の議決権	—	501,470	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数112個が含まれております。

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	平成30年3月31日現在	
				所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きもと	埼玉県さいたま市中央区鈴 谷4丁目6-35	4,622,100	—	4,622,100	8.44
合 計	—	4,622,100	—	4,622,100	8.44

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,225	12,232
受取手形及び売掛金	※ 3,878	※ 3,488
電子記録債権	※ 428	※ 570
商品及び製品	523	603
仕掛品	377	429
原材料及び貯蔵品	421	476
その他	141	160
貸倒引当金	△11	△6
流動資産合計	17,984	17,954
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,664	2,621
機械装置及び運搬具（純額）	2,039	2,104
土地	791	791
建設仮勘定	209	300
その他（純額）	156	164
有形固定資産合計	5,861	5,984
無形固定資産		
ソフトウェア	78	88
ソフトウェア仮勘定	24	4
その他	43	42
無形固定資産合計	146	135
投資その他の資産		
投資有価証券	1,364	1,348
繰延税金資産	61	64
その他	306	306
貸倒引当金	△162	△168
投資その他の資産合計	1,569	1,550
固定資産合計	7,577	7,669
資産合計	25,561	25,623

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 1,128	※ 1,246
電子記録債務	※ 1,582	※ 1,433
未払法人税等	152	73
賞与引当金	230	121
その他	※ 620	※ 905
流動負債合計	3,714	3,781
固定負債		
退職給付に係る負債	2,021	2,040
長期預り金	100	100
繰延税金負債	56	45
その他	21	24
固定負債合計	2,200	2,210
負債合計	5,915	5,991
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,274	3,274
資本剰余金	3,427	3,427
利益剰余金	13,957	14,054
自己株式	△1,170	△1,170
株主資本合計	19,488	19,585
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	403	394
為替換算調整勘定	△6	△121
退職給付に係る調整累計額	△238	△226
その他の包括利益累計額合計	158	46
純資産合計	19,646	19,631
負債純資産合計	25,561	25,623

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,556	3,539
売上原価	2,741	2,549
売上総利益	815	990
販売費及び一般管理費	867	863
営業利益又は営業損失(△)	△51	127
営業外収益		
受取利息	4	1
受取配当金	1	3
受取手数料	0	0
物品売却益	0	0
為替差益	19	42
その他	3	8
営業外収益合計	29	55
営業外費用		
支払利息	0	-
支払補償費	1	-
その他	0	0
営業外費用合計	1	0
経常利益又は経常損失(△)	△24	183
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	-	※2 142
特別利益合計	0	142
特別損失		
固定資産廃棄損	0	3
投資有価証券評価損	0	-
和解金	※1 27	-
特別損失合計	28	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△52	322
法人税等	1	74
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△53	248
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△53	248
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	△9
為替換算調整勘定	21	△114
退職給付に係る調整額	15	11
その他の包括利益合計	62	△112
四半期包括利益	8	135
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8	135
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

木本新技術（上海）有限公司につきましては、清算終了のため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	
(税金費用の計算)	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※ 四半期連結会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	89百万円	67百万円
電子記録債権	12百万円	17百万円
支払手形	78百万円	68百万円
電子記録債務	438百万円	321百万円
流動負債の「その他」（営業外電子記録債務）	6百万円	34百万円

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

- ※1 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

日本における平成29年6月に和解で合意した、仕入先との原材料に関する和解金であります。

- ※2 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

連結子会社であった木本新技術（上海）有限公司の清算終了に伴い、為替換算調整勘定を取り崩したることによるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	199百万円	211百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	100	2	平成29年3月31日	平成29年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月19日 定時株主総会	普通株式	150	3	平成30年3月31日	平成30年6月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注)2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,213	273	6	62	3,556	—	3,556
セグメント間の内部売上高 又は振替高	75	16	19	—	110	△110	—
計	3,288	290	25	62	3,667	△110	3,556
セグメント利益又は損失(△)	△4	△29	△16	1	△49	△2	△51

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、主に棚卸資産調整額△3百万円、セグメント間取引消去1百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注)2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,109	341	5	83	3,539	—	3,539
セグメント間の内部売上高 又は振替高	84	15	14	—	114	△114	—
計	3,194	356	19	83	3,654	△114	3,539
セグメント利益又は損失(△)	155	2	△23	4	139	△11	127

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、主に棚卸資産調整額△14百万円、セグメント間取引消去3百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月 30 日)	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額(△)	△1円07銭	4円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△53	248
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金 額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (百万円)	△53	248
普通株式の期中平均株式数(株)	50, 150, 446	50, 150, 446

(注)潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年7月23日開催の取締役会において、会社法第459条第1 項第1 号の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上に資するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1, 000, 000株 (上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 400, 000, 000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成30年7月24日から平成30年10月31日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月7日

株式会社きもと
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎 本 郷 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月9日

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木本 和伸

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目6番35号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 木本 和伸は、当社の第59期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。